

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
富士見市	上南畑地区 （上畑・道場・北中下・南中下・ 池ノ橋・田中・砂原・登戸）	令和4年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	67ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	47ha
③アンケート回答者の地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計	33ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	60ha
（備考） アンケート調査：令和元年12月3日実施	

2 対象地区の課題

①アンケート調査の結果、65歳以上の農業者の耕作面積はアンケート回答者耕作面積比70.2%であり、農業従事者の高齢化が進んでいる。このうち、後継者未定及び後継者について不明とするものの耕作面積は57.6%を占めており、今後、遊休農地化が増加する見込みがある。
②後継者不足の状況ではあるが、現状の所有農地を維持したい意向の農業者が多いため、遊休農地化や未管理農地を防ぐためにも、農地中間管理事業を活用した農地の受け手となる担い手への集積が必要である。
③ほ場整備済地区については規模を拡大したい意向の農業者もいるが、未整備地区については農業用水の安定供給が難しい上に農道も狭く、効率的な農業経営が困難な状況であるため、生産効率を高めるための環境整備が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地の受け手となる中心経営体への農地の集積・集約化を推進するため、農業委員・農地利用最適化推進委員、いるま野農業協同組合、農林振興センター、農地中間管理機構等と連携を図り、次に掲げる取組を実施する。

- ①地区内での話合いの推進
- ②農地中間管理事業の活用
- ③農地耕作条件改善事業の実施

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>【農地の貸付け等の意向】</p> <p>今後の所有農地について、貸付け等の意向が確認された農地は、112筆16ha（アンケート回答者耕作面積比34.0%）である。</p> <p>引き続き、地区内での話合いの推進、関係機関との連携等を図り、中心経営体や認定農業者等、担い手同士の情報共有を図る。</p>
<p>【農地中間管理機構の活用方針】</p> <p>経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として所有農地を農地中間管理機構に貸し付ける。</p> <p>この場合において、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になったときには、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理及び新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。</p>
<p>【農地耕作条件改善事業の活用方針】</p> <p>農業の生産効率の向上及び農地の集積・集約化を図るため、戸中堀地区（ほ場未整備部分）において、畦畔除去による区画拡大、農道・水路の整備等に取り組む。</p>

(参考) 中心経営体 ※公表時個人名注意

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A					
計	1人		6.8ha		67ha	